

平成25年度 第2回熊本市上下水道事業運営審議会議事録（要旨）

I 日 時 平成25年8月9日（金）午前10時から（約40分程度）

II 場 所 上下水道局仮事務所（ヨネザワ県庁前ビル）3階会議室

III 出席委員 7名（50音順）

尾上達也、川越 保徳、鹿子木 康、川野由紀子、嶋田純（会長・議長）、杉内昭夫、
本田有紀子

IV 事務局（市側）出席者

宮原上下水道事業管理者、勝谷首席上下水道審議員兼経営企画課長、橋本料金課長

V 傍聴者 1名

VI 次 第

1 開 会

2 審 議

(1) 答申内容（案）について

3 その他

4 閉 会

VII 議事録

2 審議

・事務局により資料1「定額制の見直しについて」説明。

・事務局により資料2「排除された汚水量の認定と使用料の算定について」資料3「人員・用途別使用水量の設定について」説明。

（会 長） ただいまの説明及び資料に関して、質問等あればお願いします。

（委 員） 資料3に「東京都が実施した使用実態調査結果を基に、本市の実態を考慮」とあるが具体的にはどういうことか。

（事務局） 諮問案でお示した「人員・用途別使用水量」のうち、「①人員割認定水量」が本市の世帯人員ごとの使用水量の調査実績に基づき算出したものである。また、「②用途別認定水量」については、東京都が実施した使用実態調査に基づく用途別の使用割合で「①人員割認定水量」を按分したものである。

（委 員） そうであるならば、具体的な表現に改めた方がよい。

（委 員） 世帯人員等は自己申告により認定するのか。

（事務局） 自己申告である。

（委 員） その場合、その内容を確認できる客観的な資料等の提出を求めるのか。

(事務局) 資料の提出は求めないが、検証は行う。例えば、住民基本台帳のデータと照合し、疑問があるものについては、現地に出向き調査を行う。

(委員) そのような調査を行うことについて周知を行うのか。

(事務局) 自己申告をお願いする際の通知文等に記載し周知を図る。

・事務局により資料4「付帯意見」について説明。

(会長) ただいまの説明及び資料に関して、質問等あればお願いします。

(委員) メーターを設置した場合に補助制度等はあるのか。

(事務局) 水道水を利用する場合のメーターの設置費用は、自己負担としているため、井戸水利用の場合についても公平性の観点から上下水道局から補助金等を支給することは考えていない。

ただし、メーターを設置した場合の節水インセンティブや設置費用がどの程度で回収できるのかなどの周知に努めていく。

なお、公益財団法人くまもと地下水財団の補助制度があるので、制度の周知を図っていく。

(委員) そのような制度があるのであれば、制度改正時に周知していただきたい。また、メーターを設置した世帯の使用量の変化等について追跡調査を行い、結果を公表してほしい。

(委員) 今回の制度改正は上下水道局にとっては減収要因とのことであるが、そのことにより、下水道使用料の値上げにつながることはないのか。

(事務局) 熊本市上下水道事業経営基本計画で、「平成33年度まで現行使用料水準を維持する」こととしており、その根拠となる中長期財政見通しにおいて既に今回の制度改正による減収分を見込んでいる。

(委員) 電気やガスは、メーターにより正確に使用量を検針している。今回の改正案では、正確な使用量を把握することは難しい。中長期的には、正確に把握できる方法を検討していただきたい。

(委員) 昨年の熊本県地下水保全条例の改正により、大規模な井戸には、メーターの設置が義務付けられた。下水道使用料の算定のためではあるが、メーターの設置が進めば、地下水の適正利用の観点からもいいことである。そういう点もあわせて周知していただきたい。

(会長) 他にご意見がなければ、今回いただいた意見をもとに答申(案)を調整し、再度、各委員の皆様を確認をお願いしたい。なお、確認については郵送等で行い、今後の答申については、私に一任していただいでよろしいか。

(了承)

(会 長) それでは、そのように対応させていただく。
これをもって、本日の審議会を閉会する。